

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案の概要

令和 3 年 2 月

農 林 水 産 省

趣 旨

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定める。

法案の概要

- (1) 本法律案の対象となる施設と技術基準及び利用基準 (第 2 条)
- ① 「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設）及び堆肥舎をいう。
 - ② 「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（以下「構造等」という。）について省令で定める基準で、継続的に畜産経営を行う上で、③の利用基準に適合する利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと等を内容とするものをいう。
 - ③ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要な省令で定める基準で、畜舎等における一日当たりの滞在時間の制限等を内容とするものをいう。
- (2) 畜舎建築利用計画の認定等及び建築基準法の適用除外 (第 3 条から第 12 条まで)
- ① (1) ②及び③の基準に従って畜舎等を建築等（新築、増改築等）及び利用しようとする者は、建築等及び利用に関する計画（一定規模以下の畜舎等は、構造等に係る事項を除く。）を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。
 - ② 都道府県知事は、①の計画が(1) ②及び③の基準（一定規模以下の畜舎等は、技術基準を除く。）に適合するときは、これを認定するものとする。
 - ③ 認定を受けた畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しないこととする。
- (3) 認定を受けた者の監督等 (第 13 条から第 16 条まで)
- ① 認定を受けた者は、畜舎等の利用の状況を定期的に報告することとする。
 - ② 認定を受けた畜舎等の構造等は、技術基準に適合し、認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならないものとする。これに違反している場合は、都道府県知事は、違反是正のため必要な措置をとることができる。
 - ③ 認定が失効し、又は取消しとなる場合を定める。

施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日